

行田羽生資源環境組合管理者の職務代理者を定める規則

令和4年4月1日

規則第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第152条第3項に規定する管理者の職務を代理する者は、事務局長の職にある職員とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。